

(別紙)

番号 シーン名	反論 2	証 拠	被告反論 2 への反論(原告主張)	証 拠
01 「導入/ タイトル」	言及なし		特に被告の言及もなく、被告反論の余地も無い。 摘示事実は、真実でないことが明らかである。	
02 「アバタン 村民男性 ①」	言及なし		特に被告の言及もなく、被告反論の余地も無い。 摘示事実は、真実でないことが明らかである。	
03 「新方式 の紹介」	言及なし		特に被告の言及もなく、被告反論の余地も無い。 摘示事実は、真実でないことが明らかである。	
04 「ワンワン 村での会 合」	言及なし		特に被告の言及もなく、被告反論の余地も無い。 摘示事実は真実でないことが明らかである。 原告は、未だ、ワンワン村で遺骨収集をしていない。	
05 「アバタン 村民男性 ②」	言及なし		特に被告の言及もなく、被告反論の余地も無い。 摘示事実は真実でないことが明らかである。	
06 「アバタン 村長」	記載なし		特に被告の言及もなく、被告反論の余地も無い。 摘示事実は真実でないことが明らかである。	
07 「 फिल्メ 学芸員」	記載なし		फिल्メ氏が「国籍の鑑定」では無く、「蓋然性の鑑定」を行っていることは、既に何度も原告が主張している通りの事実であり、遺骨鑑定の現場を見たことのない被告が、想像で勝手に決めつけられる事象では無い。 被告に反論の余地は無い。 摘示事実は真実でないことが明らかである。	

番号 シーン名	反論 2	証 拠	証 拠
08 「まとめ/結 論」	記載なし	<p>被告反論 2 への反論(原告主張)</p> <p>そもそも、フィリピンにおける日本の戦没者遺骨収集事業の主体は、明確に「日本政府」であり、かつ、「収集された遺骨が旧日本兵であることの鑑定と承認」は、原告が委託を受ける以前から引き続き、日比両政府が行っているものであるから、元来、原告がその責任を負う立場には無い。</p> <p>遺骨発見者以外の者が、遺骨の発見場所・状況や日本人の遺骨であると考えられる理由を遺骨発見者に確認することなく宣誓供述書を勝手に作成している」という被告の事実認識が間違いであることが、被取材者の証言や宣誓供述書に複数の署名があること（甲 2、3、乙 4）からも、既にはっきりしている。同様に、「遺骨鑑定者の鑑定根拠が宣誓供述書のみである」という被告の事実認識も明らかに間違いであることは、既に、原告主張「併せて、人種・年齢・性別等の個体数識別や遺留品の有無の確認等が行われていること」が証明されている。</p> <p>被告の「宣誓供述書の記載内容の有り方」は、遺骨収集の現場を無視した机上論であり、独自論の押し付けに過ぎない。</p> <p>既に日本に持ち帰られた御遺骨は、フィリピン政府が旧日本兵のものであることを「証明」済み（甲 1）であり、万一にでも違法性が確認される類のものにフィリピン政府が証明書を発行しないことは、わざわざ言及するまでもない。</p> <p>更に、何らかの改善点が有った場合、修正を行うのは至極当前のことであり、日比政府や原告の真摯な収集姿勢の表れでありこそすれ、被告の主張に見られるような「改善点が有るから杜撰であることを認めた」等の暴論は、非論理的で、説得性がない。</p> <p>よって、被告に反論の余地は無く、摘示事実は真実でないことが明らかである。</p>	甲 1 、 2 、 3 、 乙 4

番号 シーン名	反論 2	証 拠	証 拠
09 「原告イン タビュー」 及び「厚 生労働省 での鎌田 発言」	記載なし	<p>被告反論 2 への反論(原告主張)</p> <p>原告が「遺骨混入を容認する」と言った事実は無い。</p> <p>原告倉田が、被告はもとより、被告の提示している何れのメディアに対しても「遺骨の混入を容認する」と発言した事実は、ひとつも無い。</p> <p>「可能性が 0%でないこと」を認めていること、及び「原告への批判について確信犯」だと発言したことは、遺骨混入を「容認している」こととは、言葉の意味の違いもさることながら、そもそも論点が全く異なるものである。</p> <p>① 混入の可能性が 0%でない」という事実は、フィリピンに限らず、「蓋然性の鑑定」しか行ってこなかった、過去大半の日本の遺骨収集活動において排除できない事象である。</p> <p>② 混入の可能性を 0%にすること」のみに捉われると、フィリピンに限らず、(国籍判定が出来ない現状の日本の遺骨収集活動においては)旧日本兵の遺骨収集そのもの出来ない。</p> <p>③ 告は、上記事実①、②を公表し、事実を認めた上で両立させる(可能な限り混入を避けながら、38 万人も及ぶ未帰還の旧日本兵の御遺骨に早期に一体でも多く御帰還いただく)方向で活動を行なっている。</p> <p>原告は、今まで無視、黙認されてきた①及び②の事実を公けにしたのであるが、公表の有無によって、原告が遺骨収集に関与する以前と以後との日本の遺骨収集の方向性や、旧日本兵であることの精度に、特段の違いは無い。</p> <p>被告が、誤解する(或いは、故意に捻じ曲げる)ような「日本兵の遺骨を返すためなら、フィリピン人の遺骨がある程度混じっても仕方が無い」というような非常に安易な発想とは、根本的に姿勢が違っているのである。</p> <p>一方、「国籍が断定できないのであれば、持ち帰らない。(つまりは、旧日本兵の遺骨収集そのものを行わない)」という意見も訴外亀井氏のように、ごく一部の国民には存在しているかも知れないが、それならば、過去数十年に渡る日本の遺骨収集全体の問題であり、原告の関わりや容認の有無とは、全く別の問題である。つまりは、遺骨混入の可能性を認識しながら遺骨収集を続けていたのは、原告に限った話では無く、以前から存在する事実(かつ、その上で、混入の可能性を出来るだけ排除するべく、先人たち同様に原告も努力を続けているもの)であり、単に、遺骨を返すためなら混入を許す「容認している」という表現とは、日本の遺骨収集においては、その意味が根本的に違うものである。</p>	

			よって、被告が「原告が容認している」としているのは、取材ミス、 或いは、故意のすり替えである。	
--	--	--	--	--

(別紙)

以下、本件番組全体の総合的な摘示事実を表項目に追加いたします。

番号 シーン名	事実の摘示：	原告主張	証拠
総合 番組全体の 摘示事実	<p>「原告の行う遺骨収集事業は、非常に杜撰なものである」</p> <p>「原告の行う遺骨収集事業によって、フィリピン人の遺骨(盗難されたもの)が大量に日本に送還されている。」</p>	<p>フィリピンにおける日本の戦没者遺骨収集事業の主体は、明確に「日本政府」であり、かつ、「収集された遺骨が旧日本兵であることの鑑定と承認」は、原告が委託を受ける以前から引き続き、日比両政府が行っているものであるから、元来、原告がその責任を負う立場には無い。</p> <p>原告の受託事業は、現地で遺骨の情報収集を行い、得られた情報を元に予め日比両政府により合意決定された書類（宣誓供述書）とともに遺骨を収集する作業を行っているものであり、遺骨の判断（蓋然性の鑑定）等には原告は一切関与しておらず、そもそもその権限を有しない。</p> <p>本件番組において、被告が「原告の行う遺骨収集事業」「全面委託」「丸投げ」等、「杜撰な遺骨収集の実態」及び「遺骨大量混入の疑惑（及び事実）」の間違った責任対象として、原告を名指しで報道したことは、明らかな虚偽、誤認報道であり、結果、原告の名誉を著しく毀損したことは紛れもない事実である。</p> <p>この点につき被告の事実誤認は甚だしく、本訴における被告の主張においても未だ間違っただけであるので、被告に反論の余地は全く無い。</p> <p>また、遺骨盗難事件と原告は、無関係である。ワンワン村では、未だ遺骨収集をしていない。オリエンタルミンドロ州では、盗難事件の騒ぎは、原告の遺骨収取後の話である。加えて、各行政区長の「証明書」（甲13）によって、収集された遺骨が旧日本兵の遺骨であることが、「宣誓供述書」とば別に、あらためて証明されている。</p> <p>加えて、既に日本に持ち帰られた御遺骨は、フィリピン政府が旧日本兵のものであることを「証明」済み（甲1）であり、万一にでも違法性が確認される類のものにフィリピン政府が証明書を発行しないことは、わざわざ言及するまでもない。</p> <p>被告認識には大きな誤りが有り、各項目の「遺骨混入の疑い」についても、被告の思い込みや推論の域を出ておらず、本件放送「摘示事実」の真実性の証明は、少しも成立していない。</p> <p>よって、被告に反論の余地は無く、摘示事実は真実でないことが明らかである。</p>	甲 1、 8、 13、 乙4